

令和2年度

# 保育園・こども園 入所申込用紙



新年度申込書受付期間

令和2年1月20日(月)～令和2年1月24日(金)

和泊町役場第3相談室(町民支援課前)

午前9:00～午後6:00

和泊町町民支援課

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

TEL 0997-84-3516(内線243)

和泊町保育園等入所案内

## 1. 保育園等とは

保育園等とは、「保育園」と「こども園」のことを指します。保育園は、仕事や病気等で家庭での保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。「子どもの心身の健全な発達を図る」という目的を達成するために家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。また、こども園は、保育園と幼稚園の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組み創りの観点から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき定められた施設です。

保育園及びこども園では、地域における子育て支援の役割を果たすため、園庭解放や育児相談、育児講座等を実施しています。

## 2. 入所できる条件

入所できる条件は、保護者（両親等）の就労、疾病や出産等で家庭保育の困難な児童です。詳しくは、表1をご参照下さい。※3～5歳児の半日保育については、保護者の就労に関係なく入所することができます。

## 3. 入所できる年齢

入所できる年齢は、生後6か月以上から小学校就学前までの児童です。（**離乳できていることが条件です。**）

## 4. 入所の手続き

保育園・こども園への入所を希望される方は、各保育園・こども園又は、和泊町役場町民支援課において、入所申込書及び関係書類を受け取り、必要事項を記入の上、同課児童福祉係までお申し込み下さい。なお、年度途中の申込は、原則として入所を希望する前月20日までに申し込んで下さい。

## 5. 利用料（保育料）

利用料（保育料）は、保護者等世帯の課税（前年度分市町村民税及び前年分所得税）の状況により決定しますが、3歳以上の園児及び3歳未満で非課税世帯の園児は、無償となります。

## 6. 保育園等の開所及び閉所

開所時間は、原則として、午前7時30分から午後6時30分までです。

閉所日は、原則として、日曜日、祝日、年末年始、年度末又は年度始めにおいて、児童の受け入れ準備のため最小限必要と認める期間。

## 7. 給食等

保育所の給食は、完全給食です。なお、3歳以上の児童は、月額500円の主食費が必要です。

## 8. その他

その他、保育所・こども園入所に関することは、和泊町役場町民支援課児童福祉係（Tel.84-3516 内線 243）までお問い合わせ下さい。

名 称	定員	住 所	電話番号	開所時間	運営主体
わどまり保育園	120	和泊町和泊 884-3	92-1325	7:30～18:00	私立
国頭こども園	45 (15)	和泊町国頭 2905-3	92-3032	7:30～18:00	公立
内城こども園	45 (15)	和泊町内城 510	92-2568	7:30～18:00	公立
大城こども園	45 (15)	和泊町大城 650-2	92-3295	7:30～18:00	公立

### 【記入上の注意】

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、和泊町役場に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請に係る小学校就学前の児童」の欄は「入所を予定している児童氏名」を記入してください。
- 2 「利用を希望する施設名」は、希望する順位に従い保育園名・こども園名を記入し、また、その保育園・こども園を希望する理由（例：既に兄弟が入所しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 3 「保育を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの期間の範囲内で記入して下さい。
- 4 保育園等へ入所できる基準は、次の表1に掲げるような場合で、かつ両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。  
※3・4・5歳児の半日保育については、保護者の就労に関係なく入所することができます。
- 5 「世帯の状況」の欄は入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居・の別を「備考」の欄に記入してください。及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している者がいる場合は、当該施設名を「備考」欄に記入して下さい。なお、保育料の決定のため必要な書類を合わせて添付して下さい。
- 6 保育園等への入所について
  - ・ 保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
  - ・ 希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
  - ・ 保育所へ入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

## ○ 大切なお知らせ ○

### ○主な事項

・入所児童の年齢や保護者の申請（就労状況等）により，児童を1号，2号，3号に町が認定します。

（入所申込みの書式が変わります。）

・保護者のひと月の就労時間により，保育時間が分かれます。

**保育標準時間（11時間）** → 保護者のひと月の就労時間が，120時間以上

**保育短時間（8時間）** → 保護者のひと月の就労時間が，48時間以上～120時間以内

表 1

## 保育園等へ入所できる基準

保育園等へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 1 か月において、120 時間以上労働していることを常態としていること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。（産後 8 週満了まで）
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域保育事業（以下、この号において、「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

※ 3・4・5 歳児の半日保育については、保護者の就労に関係なく入所することができます。

## 保育所入所者申請書類チェックリスト

	提出書類	備考	取り寄せ先
1	施設型給付費・地域型給付費支給認定申請書兼入所申込書	児童1人につき1枚必要	申込用紙に添付 町民支援課
2	両親の就労（予定）証明書	〃	〃
3	所得が判る証明書等（給与明細書）	給与を貰っていない人	
4	健康診断票 （医師の押印されたもの）	※新規入所児童のみ	申込用紙に添付 町民支援課
5	その他	※妊娠中の方は、母子手帳の写し （分娩予定日の記載されたページ） ※両親のどちらかが入院の場合は入院証明書 ※両親のどちらかが病気等の場合は診断書	〃

### 【保育料の算定及び決定】

- ・ 令和2年4月～8月の保育料  
令和元年度町民税所得割で算定及び決定
  
- ・ 令和2年9月～令和3年8月の保育料  
令和2年度町民税所得割で算定及び決定

※ただし、3歳以上の園児及び3歳未満で非課税世帯の園児は、無償化の対象です。

## 入所後の届出等について

### 1 保護者の届出の義務

- ・入所申込み時の書類の記載事項に変更が生じた場合（住所、氏名、就労先等）
- ・退所届
- ・保育の事由がなくなったとき。
- ・1月以上引続き欠席するとき。
- ・利用者負担金の減免事実の発生、消滅又は変更のあったとき。

※ 引続き1月以上届け出ないで欠席した場合は、退所とする。

### 2 保育の実施の保留、一時停止又は解除（次に該当する場合）

- ・伝染病又は悪質の疾患があると認めたととき。
- ・医師から転んだり、怪我をしたらいけないといわれたとき。
- ・他の子どもに悪影響を与えるおそれがあると認めたととき。
- ・心身が虚弱で保育所における保育に堪えないとき。
- ・保護者が、町長の行う保育上の指示に従わなかったとき。
- ・その他保育の実施の必要がないと認めたととき。
- ・産後8週満了のとき。（0・1・2歳児）
- ・虚偽の申請が発覚したとき。

### 3 報告の義務（子ども・子育て支援法第13条）

- ・町は、保育に関して必要があると認めたときは、必要な限度において保護者等に報告、文書や物件提出又は提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

### 4 仕事が休みのとき

- ・仕事が休みのときは、極力、保育園・こども園を休ませ、一緒に過ごしてください。子どもは、親といる時が一番幸せで、親から多くのことを学びます。少しでも一緒にいる時間を増やして、家庭保育の時間も増やしてください。また、その時に保育士も体を休めることができます。